

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			

交 規 第 2 2 5 号
令 和 5 年 7 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う対応について

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)及び災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)は、令和5年5月17日に公布され、同年9月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、災害発生より前においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができることとするものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 交通規制課規制第二係

別紙

(凡例)

- 「法」 : 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- 「改正令」 : 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)
- 「災対法施行令」 : 改正令による改正後の災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)
- 「大震法施行令」 : 改正令による改正後の大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)
- 「原災法施行令」 : 改正令による改正後の原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)
- 「改正府令」 : 災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)
- 「災対法施行規則」 : 改正府令による改正後の災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)
- 「大震法施行規則」 : 改正府令による改正後の大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)
- 「原災府令」 : 改正府令による改正後の原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成12年総理府令第59号)

第1 趣旨

災害発生時における都道府県公安委員会等の負担軽減を図る必要があることや、サービス・小売業界等から緊急通行車両等に係る標章及び証明書(以下「標章等」という。)の事前交付を求める要望が出されていること等を踏まえ、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)の車両については、事前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようにするものである。

第2 内容

1 改正令

(1) 災対法施行令関係

法第50条第2項の規定により、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生より前においても災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることとされた(災対法

施行令第33条第2項)。

(2) 大震法施行令関係

同様に、地震防災応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、警戒宣言が発せられる時より前においても大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認を行うことができることとされた(大震法施行令第12条第2項)。

(3) 原災法施行令関係

同様に、緊急事態応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、原子力緊急事態宣言の前においても原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることとされた(原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項)。

2 改正府令

(1) 確認の申出の手續に係る規定の整備等

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認に係る申出書及び添付書類について規定されたほか、標章等の書換え交付、再交付及び返納等について規定された(災対法施行規則第6条、第6条の3、第6条の4及び第6条の5)。

また、大震法施行規則についても同様の改正が行われ(大震法施行規則第6条、第6条の3、第6条の4及び第6条の5)、原災府令についても、改正後の災対法施行規則の必要な読替えができるよう、所要の改正が行われた(原災府令第1項及び第2項)。

(2) 経過措置

大規模災害が改正令の施行日の直前に発生し、改正令の施行前後にかけて緊急交通路が指定された場合に、的確かつ円滑な災害応急対策等を実施することを可能とするため、改正令の施行前に交付された標章等については、改正府令の施行後の様式による標章等としてみなすこととされた(改正府令附則第2項)。

第3 留意事項

改正令の施行後も、引き続き、災害発生時においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができることに変わりはないことに留意すること。

他方で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、指定行政機関等の車両については、可能な限り事前に確認を受けるよう周知を行うこと。

(参考資料)

- 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)の官報の写し及び新旧対照条文
- 災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)の官報の写し

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百八十号

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条第一項、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十四条、スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第七条ただし書、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十五条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第百五十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第三十三条第四項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「は第二項」を「は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならぬ者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

第三十二条 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和二十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第五号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第一項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第二項の規定に基づくものを含む。）を受けたものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けたものに限る。）

「第二条第七号中「じん臓」を「腎臓」に改める。
（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）」

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二十号の三第一号の項中「原子力緊急事態宣言をいう」の下に「。第三十三条第二項において同じ」を加え、「同条第四項」を「同法第十五条第四項」に改め、同表第三十一号第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条第二項 前項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される前項
法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項
災害応急対策	緊急事態応急対策
災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前	原子力緊急事態宣言の前

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

附 則
この政令は、令和五年九月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
環境大臣 西村 明宏

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第二条関係）	．．．．．	3
○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（第三条関係）	．．．．．	4
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（第四条関係）	．．．．．	6
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第五条関係）	．．．．．	8

改正案	現行
<p>第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。</p> <p>3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条</p>	<p>第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三十三条（略） （新設）</p> <p>2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条</p>

第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

改正案	現行
<p>（緊急輸送車両であることの確認）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。</p> <p>3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（緊急輸送車両であることの確認）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車）</p> <p>第二条 法第七条ただし書の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第五号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第一項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第二項の規定に基づくものを含む。）を受けたものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）</p>	<p>（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車）</p> <p>第二条 法第七条ただし書の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けた自動車</p>

第十二条第一項の確認を受けたものに限る。）

五・六（略）

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は別表第一号表ノ三の第一款症から第三款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

五・六（略）

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は別表第一号表ノ三の第一款症から第三款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

改正案			現行		
第三十一条第 法第七十五条	（略）	第二十条の三 第一号	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。第三十三条第二項において同じ。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同法第十五条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間	（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三十一条第 法第七十五条	（略）	第二十条の三 第一号	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同法第十五条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間	（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	

2 ・ 3 (略)	(略)	二項	第三十三條第 二項	一項
		二項	前項	
		災害応急対策 災害が発生 し、又は正に 発生しよう としている時 より前	法第五十條第 二項 十六條第二項	十八條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條
		緊急事態 緊急事態 宣言の前	原子力災害対策特別措置法施行 令第八條第二項の規定により読み替えて適用される前項	

2 ・ 3 (略)	(略)	(新設)	一項
		(新設)	
		(新設)	十八條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）</p> <p>第三十九条 法第五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（<u>第三十三条第五項を除く。</u>）の規定の例による。</p>	<p>（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）</p> <p>第三十九条 法第五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（<u>第三十三条第四項を除く。</u>）の規定の例による。</p>

○内閣府令第四十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第三項及び第四十六号並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）を実施するため、災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令
（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（災害に関する情報の伝達方法を居住者等に周知させるための必要な措置）</p> <p>第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）</p> <p>第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一、三 略」</p> <p>四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長</p> <p>「五、十二 略」</p> <p>（緊急通行車両についての確認に係る申出手続）</p> <p>第八条 令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の第三項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し</p> <p>二 申出に係る車両が、令第三十二条の第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</p> <p>三 令第三十三条第二項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類</p>	<p>（災害に関する情報の伝達方法を居住者等に周知させるための必要な措置）</p> <p>第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）</p> <p>第三条 令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一、三 同上」</p> <p>四 駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長</p> <p>「五、十二 同上」</p> <p>「一条を加える。」</p>

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条の二 令第三十三條第三項の標章(次条において「標章」という。)の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 令第三十三條第三項の証明書(次条において「証明書」という。)の様式は、別記様式第五のとおりとする。

(標章等の記載事項の変更の届出)

第六条の三 標章及び証明書(以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。)の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

(標章等の再交付の申出)

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第七の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等)を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

(公用令書等の様式)

第七条 令第三十四條第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

(防災会議への報告の様式)

第九条 令第三十七條に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十三及び別記様式第十四のとおりとする。

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条 令第三十三條第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三條第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(公用令書等の様式)

第七条 令第三十四條第二項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第五から別記様式第七まで、別記様式第八及び別記様式第九のとおりとする。

(防災会議への報告の様式)

第九条 令第三十七條に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第十及び別記様式第十一のとおりとする。

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

「様式を加える。」

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第7 (第6条の4関係)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所 氏 名</p>	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
再交付申出の理由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6 (第6条の3関係)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所 氏 名</p>	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

〔様式を加える。〕

〔様式を加える。〕

別記様式第8(第7条関係)

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

処分権者 氏 名 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第5(第7条関係)

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

処分権者 氏 名 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9(第7条関係)

保管第	号	公 用 令 書			住 所	氏 名
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
		年	月	日	処分権者 氏 名 印	
保管すべき物資の種類	数	量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第6(第7条関係)

保管第	号	公 用 令 書			住 所	氏 名
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
		年	月	日	処分権者 氏 名 印	
保管すべき物資の種類	数	量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第10(第7条関係)

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり を 管理 使用する。
 第78条第1項 収用

年 月 日

処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第7(第7条関係)

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり を 管理 使用する。
 第78条第1項 収用

年 月 日

処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第11(第7条関係)

変更第	号	公 用 変 更 令 書	住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を次のとおり変更し 災害対策基本法 第78条第1項 たので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日			
			処分権者 氏 名 印
変更した処分の内容			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第8(第7条関係)

変更第	号	公 用 変 更 令 書	住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を次のとおり変更し 災害対策基本法 第78条第1項 たので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日			
			処分権者 氏 名 印
変更した処分の内容			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第12(第7条関係)

取消第	号	公 用 取 消 令 書			住 所
					氏 名
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書(年 月 日	第 号)	に係る処分を取り消したので、
災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。					
	年 月 日				
				処分権者	氏 名 印

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9(第7条関係)

取消第	号	公 用 取 消 令 書			住 所
					氏 名
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書(年 月 日	第 号)	に係る処分を取り消したので、
災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。					
	年 月 日				
				処分権者	氏 名 印

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第13(第9条関係)

災 害 復 旧 事 業 費 決 定 報 告 書

災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

事業名 都道府県名						合 計
合 計						

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第10(第9条関係)

災 害 復 旧 事 業 費 決 定 報 告 書

災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

事業名 都道府県名						合 計
合 計						

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第14(第9条関係)

災害復旧事業実施基準決定報告書

災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

1 事 業 名
2 基準の概要
3 備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第11(第9条関係)

災害復旧事業実施基準決定報告書

災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。

年 月 日

主 務 大 臣 名

1 事 業 名
2 基準の概要
3 備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第二條 (大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正)
 大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和五十四年総理府令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第八條第一項第八号の内閣府令で定めるもの)</p> <p>第三條 法第八條第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第十六号)第三條第一項の細則</p> <p>三 [略]</p> <p>四 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第七條の二(同令第二十三條の四において準用する場合を含む。)及び第二十一條の十九の安全管理規程</p> <p>五 [略]</p> <p>(緊急輸送車両についての確認に係る申出の手續)</p> <p>第六條 令第十二條第一項又は第二項の申出は、別記様式第六の申出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 申出に係る車両の自動車検査証(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十條第一項の自動車検査証をいう。)又は軽自動車届出済証(同法第三條の軽自動車の使用者が同法第九十七條の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。)の写し</p> <p>二 申出に係る車両が、法第二十四條に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類</p> <p>三 令第十二條第二項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、法第二十一條第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類</p> <p>(緊急輸送車両の標章及び証明書の様式)</p> <p>第六條の二 令第十二條第三項の標章(次条において「標章」という。)の様式は、別記様式第七のとおりとする。</p> <p>2 令第十二條第三項の証明書(次条において「証明書」という。)の様式は、別記様式第八のとおりとする。</p> <p>(標章等の記載事項の変更の届出)</p> <p>第六條の三 標章及び証明書(以下この条、次条及び第六條の五において「標章等」という。)の交付を受けた車両の使用人は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出は、別記様式第九の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。</p>	<p>(法第八條第一項第八号の内閣府令で定めるもの)</p> <p>第三條 法第八條第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第十六号)第三條の細則</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第七條の二第一項(同令第二十三條の四において準用する場合を含む。)及び第二十一條の十九第一項の運輸管理規程</p> <p>五 [同上]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(緊急輸送車両の標章及び証明書の様式)</p> <p>第六條 令第十二條第二項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、それぞれ別記様式第六及び別記様式第七のとおりとする。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[条を加える。]</p>

別記様式第6(第6条関係)

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 称 氏 名	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(標章等の再交付の申出)

第六条の四 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申出は、別記様式第十の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第六条の五 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等)を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一 当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を見出し、又は回復したとき。

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の六 [略]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第十一から別記様式第十三まで、別記様式第十四及び別記様式第十五のとおりとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

(令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)

第六条の二 [同上]

(公用令書等の様式)

第七条 令第十五条第六項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第八から別記様式第十まで、別記様式第十一及び別記様式第十二のとおりとする。

[様式を加える。]

別記様式第7(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第9 (第6条の3関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認標準・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第8(第6条の2関係)

年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書	
知 事 <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/>	
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

〔様式を加える。〕

別記様式第7(第6条関係)

年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書	
知 事 <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/>	
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名
輸 送 日 時	
輸 送 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第11 (第7条関係)

協力第	号		
公 用 令 書			
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)			
氏名 (法人にあつては、その名称)			
大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。			
年 月 日			
処分権者氏名 印			
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第10 (第6条の4関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
再交付申出の理由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第9 (第7条関係)

協力第	号		
公 用 令 書			
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)			
氏名 (法人にあつては、その名称)			
大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。			
年 月 日			
処分権者氏名 印			
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

〔様式を加える。〕

別記様式第13 (第7条関係)

使用収用第 号

公 用 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり
土地
家屋を使用する。
物資を収用する。

年 月 日

処分権者氏名 国

名称又は種類	範囲又は数量	所在場所	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第12 (第7条関係)

保管第 号

公 用 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり物資
第5項
の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名 国

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第10 (第7条関係)

使用収用第 号

公 用 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり
土地
家屋を使用する。
物資を収用する。

年 月 日

処分権者氏名 国

名称又は種類	範囲又は数量	所在場所	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9 (第7条関係)

保管第 号

公 用 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり物資
第5項
の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名 国

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第 15 (第 7 条関係)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年
月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり取り消した
使用取用 第 5 項
ので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを
交付する。

年 月 日

処分権者氏名

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 14 (第 7 条関係)

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年
月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり変更したの
使用取用 第 5 項
で、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交
付する。

年 月 日

処分権者氏名

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 12 (第 7 条関係)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年
月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり取り消した
使用取用 第 5 項
ので、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを
交付する。

年 月 日

処分権者氏名

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別記様式第 11 (第 7 条関係)

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所 (法人にあつては、主たる)
(事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項の規定に基づく公用令書 (年
月 日 協力 第 号) に係る処分を次のとおり変更したの
使用取用 第 5 項
で、大規模地震対策特別措置法施行令第 15 条第 5 項の規定により、これを交
付する。

年 月 日

処分権者氏名

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

(原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)
 第三条 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十二年総理府令第五十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

1 原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。)についての災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

1 原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。)についての災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		改 正 後		改 正 前	
第六條の五第一号	災害応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策
	災害応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策	緊急性事態応急対策
第六條第二項第三号	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八條第一項の規定により読み替えて適用される令	原子力災害対策特別措置法第二十六條第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六條第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六條第二項
第六條第二項第二号	害応急対策	緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六條の五第一号において同じ。)に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策	緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六條の五第一号において同じ。)に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策	緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六條の五第一号において同じ。)に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策	緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六條の五第一号において同じ。)に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策
第六條第一項	第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八條第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三條第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八條第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三條第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八條第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三條第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八條第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三條第二項
第二條第二項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第二條第一項	災害の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況
第二條第一項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第二條第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二條第一項	災害の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。)の状況
第二條第一項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第二條第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二條第一項	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
第二條第二項	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
第二條第二項	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

<p>第九条 [略]</p> <p>災害復旧事業費</p> <p>原子力災害事後対策（原子力災害対策特別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下本条及び別表第二第三号において同じ。）に要する経費</p>	<p>第九条 [同上]</p> <p>災害復旧事業費</p> <p>原子力災害事後対策に要する経費</p>																					
<p>2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第五条</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第六条第一項</td> <td>令</td> <td>原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]	[略]	[略]	第五条	[略]	[略]	第六条第一項	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令	<p>2 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> <tr> <td>第五条</td> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[同上]	[同上]	[同上]	第五条	[同上]	[同上]
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																				
[略]	[略]	[略]																				
第五条	[略]	[略]																				
第六条第一項	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令																				
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																				
[同上]	[同上]	[同上]																				
第五条	[同上]	[同上]																				

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 (施行期日)

この府令は、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

2 (経過措置)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。